

不祥事防止委員会設置要綱

福山市立多治米小学校

（目的）

第1条 教職員の規範意識を高めつつ、学校全体としての不祥事の根絶に向け、教職員が主体的に不祥事防止に取り組み、組織体として学校が不祥事を起こさない体制を整えることを目的に不祥事防止委員会を設置する

（委員の指名）

第2条 不祥事防止委員会の委員は、校長が指名する

（委員会の構成）

第3条 不祥事防止委員会は、校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・低学年担任代表をもって構成する
なお、体罰・セクハラ相談窓口は、教務主任・生徒指導主事・養護教諭・低学年担任代表とする

（委員会の開催）

第4条 不祥事防止委員会は、校長がこれを招集する
原則として、毎月第3木曜日を開催日とする

（協議内容）

第5条 不祥事防止委員会は、次の事項について協議し、校長が決裁する

- (1) 不祥事防止に関する年間行動計画
- (2) 日常的な注意喚起、及び意識啓発
- (3) 研修プログラムの企画・実施
- (4) 不祥事チェックポイントの点検
- (5) 教職員相互による不祥事防止チェック
- (6) その他、目的を達成するための取組み

（その他）

第6条 この規定に定めるもののほか、委員会運営に関する必要事項は校長が定める

この規定は、2011年（平成23年）4月1日から施行する

不祥事防止委員会 年間行動計画

福山市立多治米小学校

1 日常的な意識啓発活動

- (1) 「教職員による不祥事の根絶 ―信頼され続ける教職員であるために― (改訂版)」による事例研修を実施する
- (2) 新聞報道や福山市教育委員会が公表した不祥事に係る資料を印刷・配布し、随時研修する

2 定例化した活動

毎月、不祥事防止チェックポイントによる点検を行う。

3 活動・研修計画

月	活動内容	担当
4	○サービス研修及び年間活動に係る計画作成 ○サービス研修（サービス規律の徹底に向けて） ・文書の取扱い、公金の取扱い・接遇 ・情報管理、飲酒運転、交通安全、体罰・セクシャルハラスメント等 ○サービス研修（危機管理・食物アレルギー・アナフィラキシー対応）	衛藤 衛藤 藤野 井領
5	○サービス研修（児童理解・体罰防止）…運動会	前村
6	○サービス研修（個人情報の取扱い・毒物及び劇物管理）	小原
7	○サービス研修（交通安全・飲酒運転） ○サービス研修（情報モラル） ○学校生活アンケート（児童理解）	藤田 田中 小出
8	○サービス研修（児童理解について） ○保護者アンケートに関わる研修 ※1学期のサービス研修のまとめ（セルフチェック）	富山 小畠
9	○サービス研修（体罰防止）	船石
10	○サービス研修（セクハラ・パワハラ防止）	這禽
11	○サービス研修（個人情報の取扱い・管理）	奥田
12	○サービス研修（交通安全・飲酒運転） ○サービス研修（公金の取り扱い） ※2学期のサービス研修のまとめ（セルフチェック）	寺岡 岩瀬 小出
1	○サービス研修（危機管理・食物アレルギー・アナフィラキシー対応）	松本
2	○サービス研修（文書の取扱いと情報管理） ○保護者アンケートに関わる研修（セルフチェック）	石塚 小畠
3	※課題整理と次年度活動計画立案	衛藤

4 研修

(1) 研修担当

- ① 全教職員が一人1項目を担当し、研修内容を考え研修を実施し意識啓発を図る
- ② 日常的な意識啓発は、教頭・主幹教諭が担当する
- ③ 定例化した活動は、委員会で実施する

(2) 研修方法

随時、形態（資料研修・ワークショップ型研修・ロールプレー）を変えて実施する

(3) 研修内容

サービス規律に係る内容を繰り返し研修する